

答申第 283 号 ~ 第 284 号

平成 17 年 11 月 7 日

神奈川県公安委員会  
委員長 小沢一彦 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 4 月 7 日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件（その 1）（諮問第 334 号）及び平成 17 年 4 月 15 日付けで諮問された道路使用許可申請書等一部非公開の件（その 2）（諮問第 335 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料を一部非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料(以下「本件行政文書」と総称する。)について、神奈川県警察本部長(以下「本部長」という。)が、平成17年1月24日及び同年3月30日付けで一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号該当の点について

(ア) 個人情報に関する最近の司法判断は、大阪地裁平成4年(行ウ)第47号事件の平成9年3月25日判決及び東京高裁平成13年(行コ)第67号・同第114号事件の平成13年12月20日判決にも見られるように、「公務員にとどまらず私人の個人情報であっても行政とのかかわりにおいてプライバシーと無関係か、非公開として保護するに値しない場合には『個人情報』にはあたらない」と判断する判決が続いており、「個人情報」というものを行政が字義どおりの解釈をしてしまうと、プライバシーの保護という本来の趣旨を超えて、非公開とする範囲が、意味もなくあまりにも広くなりすぎてしまい、県民の知る権利が不当に侵害を受ける事態となってしまうため、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないとするのが、今日の司法の判断の基準である。

したがって、印影が氏名と一体として判断される場合というのは、それが個人のプライバシーに関する情報と一体になって使用されて

いる場合のみであって、印影が単体で存在しているだけなら、そこから個人のプライバシーをうかがい知ることが絶対不可能であり、個人に関する情報などとは断じていけない。

また、警部補以下の警察官の印影を公開したとしても、それは、ただ単にその警察官が当該組織に所属しているという、公務員の公の業務に係る情報を示しているだけであって、そのことで直ちに警察官の私的領域の情報を公開することにはならないため、公開すべきである。

(イ) 県民が、神奈川県警の警察官から暴行されないようにするためにも、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚を持たせ、県民に暴力を働くことを止めさせる必要がある。

したがって、警部補以下の警察官の印影は、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することは明らかであるから、公開すべきである。

(ウ) 現場責任者の住所及び氏名に関しては、法人登記簿に記載されており誰でも容易に知り得るので、条例第5条第1号ただし書により、公開すべきである。

また、現場責任者の電話番号に関しては、電話帳に記載されていたり、インターネットに自ら公表している事実があり、既に慣行として公にされている。

(エ) 本件行政文書は、法人等が法人等の業務を遂行するため、法人等として許可申請を行ったものであり、基本的には条例第5条第2号に該当する法人等に関する情報であって、同条第1号に該当するという実施機関の考え方は誤りである。

#### イ その他

(ア) 実施機関の主張は、警察官らのあきれた不祥事を隠ぺいしたいというあきれ果てた卑劣な動機によるものであり、権利の濫用どころか社会的犯罪行為である。

(イ) 実施機関の態度は、主権者であるはずの神奈川県民を、無知もうまいの衆だと馬鹿にし、見下しているものであり、日本国憲法、地方

公務員法及び警察法の規定に違反する、あまりにも悪質、ひきょう及び卑劣なものである。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路における撮影のため、特定の法人から特定の警察署長に対して提出された道路使用許可申請書及び添付資料である。

#### (2) 条例第5条第1号該当性について

##### ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当する。

##### (ア) 警部補以下の警察官の印影

##### (イ) 現場責任者の住所、氏名、印影及び電話番号

##### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

##### (ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

道路交通法及び同法施行規則に基づく、道路使用許可申請書については、申請者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）、現場責任者の住所、氏名及び電話番号を記載することになっているものの、法令又は条例に申請者及び現場責任者の住所、氏名及び電話番号について何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定がないので、現場責任者の住所、氏名及び電話番号は、条例第5条第1号ただし書アには該当しない。

また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、現場責任者の印影についても同号ただし書アに該当しない。

##### (イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、昭和46

年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。このことは、平成 15 年 9 月 1 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 148 号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当せず、また、印影は社会通念上氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものであるから、警部補以下の警察官の印影も同号ただし書イに該当しない。

b 現場責任者の住所、氏名、印影及び電話番号は、法人の住所、名称、代表者名のように明らかに慣行として公にされている情報には該当せず、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 条例第 5 条第 1 号ただし書エ該当性について

警部補以下の警察官の印影は、条例第 5 条第 1 号ただし書エの人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報には該当しない。

(3) 条例第 5 条第 2 号該当性について

本件行政文書は、特定の法人から提出された法人等に関する情報であるが、公開することにより特定の法人の正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第 5 条第 2 号本文には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の法人が道路において撮影を行うに際し、当該道路を管轄する警察署長に対して提出した道路使用許可申請書及び添付資料である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観

点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)ア(ア)で述べているように、情報の内容が私的な領域に含まれず、真に個人情報として保護すべき情報といえないものは、条例にいう「個人情報」に該当しないため、公開すべきである旨主張している。

しかし、前記(ア)で述べたとおり、条例第5条第1号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報のもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(ウ) したがって、本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

a 警部補以下の警察官の印影

b 現場責任者の住所、氏名、印影及び電話番号

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

不服申立人は、現場責任者の住所及び氏名に関しては、法人登記簿に記載されており誰でも容易に知り得るので、条例第5条第1号ただし書により、公開すべきであると主張している。

しかし、法人登記簿に記載されている情報は、法人役員の氏名等で

あって、現場責任者の住所及び氏名が記載されているものではなく、また、本件行政文書については、法令又は条例に、何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認める規定はないことから、現場責任者の住所及び氏名は、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 警部補以下の警察官の印影

(a) 不服申立人は、警部補以下の警察官の印影を公開したとしても、それは、ただ単にその警察官が当該組織に所属しているという、公務員の公の業務に係る情報を示しているだけであって、そのことで直ちに警察官の私的領域の情報を公開することにはならないため、公開すべきであると主張している。

(b) しかし、公務員の職務遂行の内容に関して公務員の氏名が記載されている場合であっても、慣行として公にされている情報に該当しない限り、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開となる。

実施機関は、警察職員の氏名について、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されている警部以上の階級にある者(相当職を含む。)の氏名を除き、「慣行として公にされている情報」には該当しないことから、非公開とすべき旨説明している。

この点について、当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべきであることから、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 現場責任者の電話番号

不服申立人は、現場責任者の電話番号に関しては、電話帳に記載されていたり、インターネットに自ら公表している事実があり、既

に慣行として公にされていると主張している。

しかし、電話帳やホームページで公表されている電話番号は、特定の法人の電話番号であって、現場責任者の電話番号ではなく、また、現場責任者の電話番号が一般に公表されている事実も認められないため、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 前記ア(ウ)に掲げる情報は、条例第5条第1号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報とは認められないので、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

不服申立人は、警部補以下の警察官の氏名を公表し、警察官としての自覚を持たせ、県民に暴力を働くことを止めさせる必要があるため、警部補以下の警察官の印影は、条例第5条第1号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」として公開すべきである旨主張している。

しかし、警察法で定められた警察の責務や警察官の職務などから考えて、不服申立人の主張は妥当でなく、警部補以下の警察官の印影は同号ただし書エに該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

本件行政文書が条例第5条第2号に該当しないことは実施機関も認めており、本件処分においても同号は適用されていないので、当審査会は、前記2(2)ア(エ)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

(4) その他

当審査会は、行政文書公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 4 月 7 日	諮問受理（諮問第 334 号）
4 月 15 日	諮問受理（諮問第 335 号）
4 月 15 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 （諮問第 334 号）
4 月 21 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 （諮問第 335 号）
5 月 27 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理 （諮問第 334 号）
6 月 1 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼 （諮問第 334 号）
6 月 3 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理 （諮問第 335 号）
6 月 8 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼 （諮問第 335 号）
7 月 29 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理（諮問第 334 号及び第 335 号）
8 月 18 日 （第 45 回部会）	審議
10 月 20 日 （第 46 回部会）	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 11 月 7 日現在）（五十音順）